

最終更新日 2018年12月25日

シェアリングテクノロジー株式会社

代表取締役 引字 圭祐

問合せ先： 人事総務部 052-414-6025

<https://www.sharing-tech.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡充し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
引字 圭祐	4,626,600	25.49
綿引 一	2,142,600	11.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,453,500	8.01
榑原 暢宏	1,126,500	6.21
高橋 新	903,300	4.98
MSIP CLIENT SECURITIES	814,800	4.49
MSIVC2012V 投資事業有限責任組合	750,000	4.13
指定有価証券信託受託者 株式会社 SMBC 信託銀行	645,600	3.56
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	542,031	2.99
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	502,669	2.77

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浅井 啓雄	公認会計士											
松井 知行	弁護士											
守山 慧	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅井 啓雄	○	—	IT業界での経験や公認会計士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しており、当社の経営全般の監督に活かされることを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。
松井 知行	○	—	弁護士としての豊富な知識と経験を有し、法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。

守山 慧		—	IT業界での幅広い知見や経験を有し、当社ビジネスに精通しております。同氏の豊富な経験と実績を基盤とし、中期経営計画の実現に向けて、社外取締役として選任しております。
------	--	---	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名以内
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。</p> <p>監査役と監査法人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。</p> <p>監査役と内部監査人は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。</p> <p>内部監査担当者と会計監査人は、主に会計並びに内部牽制に関する事項について、事業年度内に複数回の意見交換の場を設け、緊密な連携を図っております。</p>
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 快	他の会社の出身者													
善利 友一	弁護士													
西本 俊介	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 快	○	—	内部監査業務の経験や監査法人での勤務経験など専門的な知見と経験を有しており、当社の経営全般の監督に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。
善利 友一	○	—	弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外監査役としての監査機能の実効性を高めていただくため、監査役として選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。
西本 俊介	○	—	弁護士として法律実務に携わるとともに、高い経験と実績を有しております。この経験を活かし、当社のコーポレート・ガバ



			<p>ナンスの強化のため、社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、選任しております。</p> <p>また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。</p>
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

特になし。
-------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績拡大及び企業価値拡大の意欲向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外監査役,従業員,子会社取締役
-----------------	------------------------

該当項目に関する補足説明

業績拡大及び企業価値拡大の意欲向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在していないため、個別の報酬の開示はしておりません。 なお、取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役職に応じた全社的
--

な貢献、職責、会社の業績等を勘案して、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては、人事総務部が適宜情報を提供しており、必要に応じて取締役会で使用する資料について事前に説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。

## a. 取締役会

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。又、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

## b. 監査役及び監査役会

監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。又、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

又、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

## c. 内部監査

当社は、小規模組織であることに鑑み、内部監査を専門とする部署を設置しておりませんが、代表取締役の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た上で同計画に基づいて内部監査を実施しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査担当者に提出させることとしております。

## d. 経営会議

経営会議は、代表取締役、各部門責任者(取締役、部長、室長)で構成されております。経営会議は原則として週1回定期的に開催しております。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門の情報共有を意見交換の場として、活発な議論を交換しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会を設置し、透明性の高い経営の履行を目的として、社外取締役の選任および監査役全員の社外招聘を採用しております。

当社の監査役は、全員社外監査役であり、経営に対し、常に、当社の企業価値および株主共同の利益の確保、向上の視点に立ち、監査を行っております。

また、社外取締役を取締役に迎えることで、より一層経営に対する監督機能を強化しております。一方、経営においては、意思決定機能および業務分担の最適化と、業務執行における権限委譲を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

このように、当社の経営および経営に対する監視・監督の体制は十分に機能し得るものとなっていることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト内にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、個人投資家向け説明会を実施し、株主の皆様と直接的なコミュニケーションを充実させることを計画しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、機関投資家とのミーティングを実施することを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点で海外機関投資家向け説明会の予定はございません。その他、海外機関投資家からのIR面談の依頼に対しては、個別面談や電話会議を実施しております。引き続き定期的な海外投資家向け説明会の実施を検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイト内にIRページを開設し、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、決算情報、適時開示書類、各種プレスリリースなどを掲載し、内容の充実に取り組んでおります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役 CFO 経営戦略室長を適時開示責任者とし、経営戦略室を担当部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	今後検討すべき課題と認識しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社コーポレートサイトに掲載しております、ディスクロージャーポリシーに 定めております。



## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制システムに係る体制の主な内容は、次のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・人事総務部長をコンプライアンス管理責任者として選任しており、継続的な研修などにより、全職員が法令及び定款を遵守するよう努めております。
  - ・内部通報制度を制定し、従業員からの法令違反行為等に関する直接的な相談・通報の窓口として人事総務部を設けることで、不祥事の未然防止を図っております。
  - ・コンプライアンス管理責任者及び内部監査担当者が、遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスの強化を図っております。
  - ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持致します。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・法令及び文書管理規程などのその他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査担当者が随時閲覧出来る体制をとっております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・業務遂行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行ったうえで、リスクを網羅的・包括的に管理しております。
  - ・経営会議において重要事項を慎重に審議することで、事業リスクの排除、軽減を図っております。
  - ・内部監査担当者の内部監査により、リスクの早期発見、早期解決を図っております。
  - ・経営に重大な影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部門長はすみやかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し、対策を講じることとしております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。
  - ・毎月一回定例取締役会を開催することに加え、必要に応じて、適宜、臨時取締役会を開催しております。
  - ・重要議案については、週一回開催される経営会議において事前に十分に審議したうえで、取締役会へと上程することで、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
  - ・中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を各部門長に適時にフィードバックしております。

e. 業務の適正を確保するための体制

- ・内部監査担当者は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役様に報告しております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査役と協議のうえ、同使用人を配置することが出来るものとしております。

- ・監査役の職務を補助すべき使用人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定します。

- ・監査役の職務を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。

- ・監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役にすみやかに報告することとなっております。

- ・当社の取締役及び使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう徹底しております。

- ・常勤監査役は、取締役会のほか毎週開催される経営会議に出席しております。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、適宜、監査役と意見交換を行っております。

- ・監査役は、必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することが出来ます。

- ・監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持しております。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を行うなど、反社会的勢力の排除に向けた体制の強化を図っております。

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力排除対応マニュアル」及び「反社会的勢力チェック業務フロー」等を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。



V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

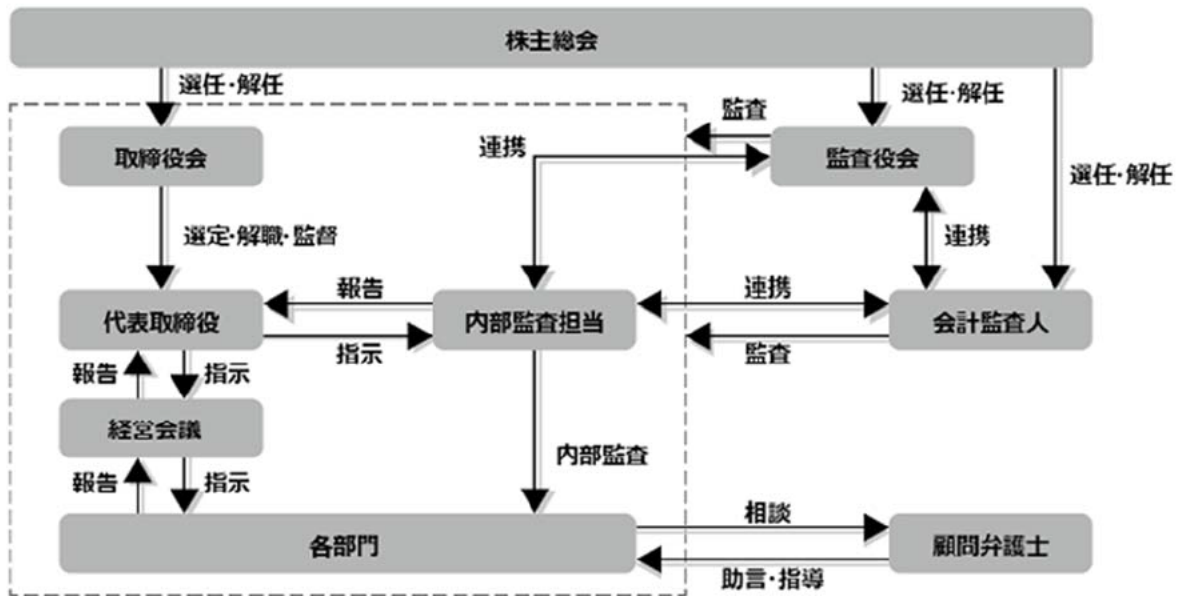
該当項目に関する補足説明

—
---

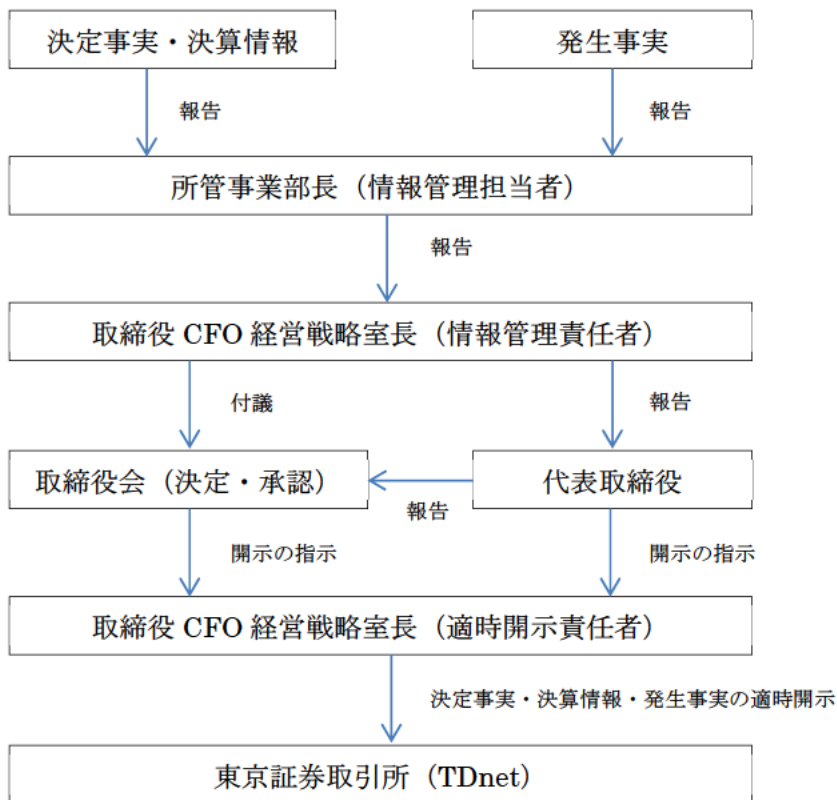
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—
---

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上